

入札説明書

京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等に係る入札公告（令和8年4月10日付け京都府公報。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年4月10日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第1号館5階
京都府総務部税務課
電話番号：075-414-4426
電子メール zeimu@pref.kyoto.lg.jp
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 納入期限
 - ア 機器等の納入期限
契約日以降で京都府が指示する日
 - イ 機器の賃貸借期間
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
 - (4) 納入場所
仕様書に指示する場所
- 5 入札説明書及び仕様書の交付等
 - (1) 交付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年5月12日（火）まで
 - (2) 入手方法
京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>）からダウンロードすること。
- 6 仕様書に係る質問及び回答
 - (1) 質問書の提出
 - ア 質問書の様式
京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>）からダウンロードすること。
 - イ 提出期限
令和8年4月17日（金）午後5時まで
 - ウ 提出方法
3に記載のメールアドレスへ電子メールで提出
 - エ その他
 - (ア) 電子メールの件名は、「京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等に関する質問」とすること。

- (イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - (ウ) 提出後、電話によりその旨を3に記載の担当部局へ連絡すること。
 - (エ) 提出期限までに質問書の提出がない場合は「質問事項なし」として取り扱うこととする。
- (2) 回答書の公表
回答書は、令和8年4月27日(月)午後5時までに
京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>) にて公表する。
- (3) 質問書及び回答書の扱い
ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。
イ 質問書を提出しない場合であっても、質問書及び回答書の内容について全て承知した者として入札を行う。

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和8年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
 - ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
 - イ 大分類「賃貸借」—小分類「複写機・印刷機」
- (3) 8で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。
- (4) 業務用プリンタの調達配備業務の実績を有する者で、4の(1)の業務を契約期間中に確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 審査基準日(確認申請書の提出期間の属する年の4月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。
- (6) 契約締結後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを京都府の求めに応じて速やかに提供することができ、適切に対応することができる体制を整備している者であること。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001の認証その他信頼性があると認められる認証をいずれか取得している者であること。

8 入札参加資格の確認手続

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
5の(1)に同じ。
- (2) 提出場所
3に同じ。
- (3) 提出資料
 - ア 確認申請書(第1号様式)
 - イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 契約実績調書(第2号様式)
 - エ アフターサービス体制報告書(第3号様式)
 - オ 設置スケジュール(案)(任意様式)

- カ 取引使用印鑑届（第4号様式）
 - キ プライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001 認証その他信頼性があると認められる認証のいずれかの写し
 - ク 本社（本店）から本社（本店）以外（支社、支店、営業所など）に権限を委任する場合は、委任状（第5号様式の1）
 - ケ 返信用封筒（一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。の返信用）第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付すること。
- (4) 提出方法
- ア 持参により提出する場合
提出期間中（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (5) 確認通知
- 入札参加資格について確認した後、令和8年5月20日（水）までに、確認結果通知書により通知する。
- (6) その他
- ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。
 - イ 提出資料は、A4版で作成し、1部提出すること。
 - ウ 提出された資料は、この入札以外の目的に使用することはない。
 - エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。
 - オ 提出資料の作成に用いる言語
提出資料は、日本語で作成するものとする。また、提出資料の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。
- 9 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時 令和8年6月3日（水） 午前11時
 - イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁1号館1階 入札室
- (2) 入札の方法
- ア 入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状（第5号様式の2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
 - ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
 - エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は2回までとする。
 - カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 確認結果通知書を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和8年6月2日(火)必着

イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部税務課

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「6月3日開札(京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等)入札書在中」と朱書するとともに、確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府総務部税務課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約書案、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、4の(1)に示す「京都府税務支援システム用プリンタの賃貸借等一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

なお、契約書には月額賃借料を記載するため、60で割った金額に端数が生じないようにすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は9の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したもののみならず。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札書の提出期限までに到達しない入札

- エ 委任状（第5号様式の2）を持参しない代理人による入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金

免除

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

免除

14 契約書作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結せず、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (5) この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。